

学校給食費無償化事業について（報告事項）

八戸市では、青森県の「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、児童生徒に係る学校給食費の保護者負担分を負担する学校給食費無償化事業を実施する。

また、これに伴い、学校給食条例の一部改正を行う。

1. 事業開始 令和6年10月1日提供分から
2. 事業対象 就学援助対象児童生徒を除く児童生徒
(小学校約8,500人 中学校約4,300人 計約12,800人が対象)
※就学援助児童生徒はこれまでどおり就学援助制度にて無償。
3. 事業費 約3億5,000万円
4. 条例改正について
以下のとおり、令和6年7月教育委員会定例会に議案として提出する。
 - (1)改正理由 無償化の実施に伴い、八戸市学校給食条例の給食費の徴収について所要の改正をするため。
 - (2)改正内容 第4条の給食費に係る規定について次のとおり改正（「新旧対照表」を参照）。
 - ・第1項において、「学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている経費に充てるための費用」と定義づけをした上で、改正前と同様に、「教育委員会が定める」と規定。
 - ・第2項では、無償化に伴い、「給食費は徴収しない」と規定。
 - ・「但し書き」で、就学援助制度の対象となる児童生徒は、就学援助制度により保護者に代わり公費負担されるため、無償化の対象外となることを規定。
 - (3)施行期日 令和6年10月1日

5. 今後の主なスケジュールについて

- | | |
|--------|----------------------------|
| 7月18日 | 学校給食審議会へ報告事項 提出 |
| 7月22日 | 7月教育委員会定例会へ学校給食条例一部改正議案 提出 |
| 7月23日～ | 学校及び保護者へ無償化実施のお知らせ 送付 |
| 9月 | 9月議会へ学校給食条例一部改正議案 提出 |
| 10月1日 | 学校給食費無償化事業 開始 |